

令和6年～8年度（2024年～26年度）

一般競争（指名競争）参加資格申請要領

【物品の製造、物品の購入、役務等】

2024年6月
日本中央競馬会
法務部契約室

物品の製造業者又は販売業者、若しくは役務等提供業者で、日本中央競馬会において行う競争入札に参加する資格を得ようとする者は、この要領に従い、「日本中央競馬会競争入札参加申請受付システム」から申請してください。なお、この資格は日本中央競馬会においてのみ有効となる資格であり、国による『全省庁統一資格』とは異なりますので、ご注意ください。

1. 申請受付期間

2026年12月31日(木)まで

2. 令和6～8年度競争参加資格の有効期間

資格を付与されたときから2026年12月31日まで

3. 申請先

日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システムよりご申請ください。

<https://jra.efftis.jp/crs/ep-application/AppVenLogin.do?methodName=execVenLogin>

4. 競争参加資格が付与されるまでの流れ

新規(令和3～5年資格をお持ちでない方・それ以前の期間の資格のみをお持ちの方)・更新(令和3～5年資格をお持ちの方)

- ① (新規の方)「日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム」にアクセスし、予備登録を行ってください。担当者メールアドレスにユーザIDをお送りします。
予備登録後に送信されるメールに記載のユーザID及び予備登録時に設定したパスワードを用いてシステムにログインし、新規申請をクリックしてください。
- ② (更新の方) お持ちのユーザID及びパスワードを用いてシステムにログインし、新規申請をクリックしてください(システム上、更新申請の方も新規申請と表示されます)。

日本中央競馬会 競争入札参加資格申請受付システム

業者メニュー

令和6・7・8年

申請に関するもの

新規申請

ユーザID・パスワードの管理

パスワード更新

- ① 必要事項を入力し、必要書類をPDF形式でアップロードして提出してください。
- ② 日本中央競馬会にて審査を実施し、修正が必要な場合はシステムを通じて申請担当者アドレスあてに「修正依頼通知メール」を送信します。メールを受信した場合は、システムにログインし、内容を修正してください(修正がない場合は③に進みます)。
- ③ 申請完了後、申請担当者あてに「申請受付メール」を送信します。
- ④ 審査完了後、申請担当者アドレスあてに「審査完了メール」を送信します。
- ⑤ 「審査完了メール」受信後に「名簿内容照会」メニューを開くと審査結果として「認定情報(取得資格・等級・得点)」が表示されますので内容をご確認ください。なお書面による資格確認通知書の発行は行いません。

5. 日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム入力内容および添付書類

添付書類はPDF化して添付してください。複数ページにわたる書類は全ページを1つのファイルにまとめてください。入力された申請内容およびアップロード提出された書類は適切

な情報セキュリティ対策を施し本会内で本目的にのみ利用致します。

■提出書類（必須）

(1) 営業経歴書・会社案内（パンフレット等）

申請者が自ら作成している会社の概要書（会社の沿革、創業年月日及び事業内容がわかるもの）及び、営業実績又は営業所（常時契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類をいいます。企業ホームページをPDF化したものも可。

(2) 財務諸表類（直前2年間分）

申請者が自ら作成している直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(旧商法に基づく決算書においては利益金処分(損失処理)計算書)をいいます。個人にあつては、これに類する書類を提出してください。仮決算は認めておりません。

また、財務諸表は連結決算ではなく申請社単独の決算書類を提出してください。

- ・売上高・資本金・純資産・流動資産は千円未満を切り捨てて入力してください。
- ・売上高に完成工事高を含む場合は、完成工事高を除いた額を入力してください。
- ・設備等の金額は貸借対照表で有形固定資産として掲げられた金額（但し減価償却後の金額）を下記区分で記載してください。

① 機械装置類

機械及び装置（その付属設備を含む）に該当するもの

② 運搬具類

船舶（水上運搬具を含む）若しくは車両及びその他の陸上運搬具に該当するもの

③ 工具その他

構築物、工具・器具及び備品、建設仮勘定、リース資産（（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）に該当するもの

(3) 登記簿謄本（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）

公的書類は発行から3か月以内のもの。

（法人の場合）法務局等に登記された「株式会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう）の謄本又は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書を提出してください。

（個人の場合）①申請者の住所を所管する法務局が発行する、同人が「精神の機能の障害により本会の物品等の調達契約を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類（登記されていないことの証明書）②申請者の住所を所轄する市区町村が発行し、同人が破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）の両方を提出してください。

(4) 納税証明書

発行から3ヶ月以内のもの。

（法人の場合）「その3の3（法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）」を提出してください。

（個人の場合）「その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）」を提出してください。

■提出書類（任意）

(1) 適格請求書発行事業者であることを証明する書類

適格請求書発行事業者である場合には入力時にチェックを入れ、適格請求書発行事業者の登録通知書又は国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトを PDF 化したものをアップロード提出してください。

(2) 年間委任状

本委任状は、委任可能な代理人（受任者）を「営業部長」「支店長」等の役職とするものです。「代理人（受任者）の役職印」の欄に個人の印鑑を押印することはできません。

本申請時に代表者から入札に関する一切の事項を委任する代理人（受任者）の登録を希望する場合は入力時にチェックを入れ、別紙「年間委任状」を作成のうえ PDF 化してアップロードにて提出してください（年間委任状原本の郵送提出は不要です）。

※本申請時に委任者を登録していなくても、入札参加毎に委任状を作成、提出することで、委任者による入札の参加は可能です。詳細は本会ホームページにて公開しております「入札心得」をご覧ください。

(3) 障害者就労施設等であることを証明する書類

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設である場合にはチェックを入れてください。併せてそれが分かる書類・資料をアップロード提出してください。

※申請に際しては、厚生労働省のホームページを参照し、障害者就労施設としての要件を満たしているかご確認ください（障害者雇用率制度における法定雇用率を満たしているだけでは、障害者就労施設には該当しません）。

(4) 適格組合証明に係る書類

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号、以下「官公需法」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合である場合にはチェックを入れ、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を明記した書類の写しをアップロード提出してください。

また、当該組合が共同受注方式により発注を受けようとする場合は、「売上高」、「自己資本額」、「経営状況」、「従業員の数」及び「設備等の額」の欄は当該組合及び組合員のそれぞれの数値の合計を、「営業年数等」の欄は平均値を入力してください。

- ① 官公需適格組合証明書の取得年月日と番号を明記した書類
- ② 組合および所属組合員それぞれの申請提出書類
- ③ 組合員一覧表
- ④ 内訳計算書（別添エクセルファイル参照）

(5) ワークライフバランス等推進事業を証明する書類

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号、以下「女性活躍推進法」という。）第 9 条、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号、以下「次世代法」という。）第 13 条、及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号、以下「若者雇用促進法」という。）第 15 条で規定する認定事業主である場合にはチェックを入れ、厚生労働大臣からの認定通知書の写しをアップロード提出してください。

- ① 女性活躍推進法に基づく認定

- ② 次世代法に基づく認定
- ③ 若者雇用促進法に基づく認定

のいずれかに該当することを証明する書類を添付してください。

(6) みなし大企業

中小企業者のうち「みなし大企業（下記①～③のいずれか）」に該当する場合はチェックを入れてください。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

【参考】官公需法第2条第1項及び官公需法施行令第1条の規定により、「中小企業者」として取り扱われるものは、次のとおりです。

(1) 会社及び個人

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(A)の「資本金の額又は出資の総額」又は(B)の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業 種	(A) 資本金の額 又は 出資の総額	(B) 常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～⑤に掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ 政令指定業種		
a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

(2) 組合

- ・ 企業組合
- ・ 協業組合
- ・ その他特別の法律によって設立された組合及びその連合会であつて次に掲げるもの
 - 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会
 - 商工組合 商工組合連合会
 - 商店街振興組合 商店街振興組合連合会

※「みなし大企業」に該当することによって“各入札案件で定められた参加資格等級以外の等級であっても参加が可能になる”ことはありません。

例：参加資格等級が「A」に設定されている入札案件に対し、付与された資格等級が「B」「C」又は「D」の事業者は、「みなし大企業」に該当する場合であっても、参加することはできません。

6. 外国事業者が申請する場合の留意点

- (1) 日本国内に事業所がある場合、当該事業所を本社・代表者情報として記入してください。
- (2) 日本国内に事業所がない場合、本社・代表者情報欄において郵便番号を 105-0003 と入力し、都道府県及び市区町村を東京都港区にプルダウンで選択したうえで本社（店）所在地・商号又は名称・代表者役職名・代表者氏名を正確に入力のうえ、本社（店）電話番号・本社（店）FAX 番号は国番号を除いた番号を入力してください。なお国内に連絡先がある場合は担当者情報欄に入力してください。
- (3) 登記簿謄本又は身元証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。
- (4) 納税証明書
直前一年間における法人税又は所得税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいいます。
- (5) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (6) 添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。また、複写機等により複写し、できるだけ A4 判の用紙を用い、かつ、鮮明なものを提出してください。
- (7) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

7. 登録事項に変更が生じた場合の手続き

「日本中央競馬会新業者登録システム」にて速やかに登録内容の変更申請を行ってください。なお変更する内容により必要となる添付書類が異なりますのでご注意ください。本社住所・商号・代表者氏名を変更する場合は、最新の登記簿謄本の提出が必要です。システムの添付資料の登記簿謄本の箇所¹に再添付(上書き)してください。

※「経営内容・自己資本額・経営規模等」および「経営状況」の各項目は変更しないでください（申請時のままとしてください）。

※年間委任状は「代理人（受任者）の役職名」または「代理人（受任者）の役職印」に変更が発生する場合は変更申請してください。「代理人（受任者）の氏名・住所・連絡先」に変更が発生する場合は変更申請の必要はありません。

※分社化・合併等により承継会社が「経営内容・自己資本額・経営規模・経営状況」等を変更する際は「日本中央競馬会競争入札参加申請受付システム」経由で変更申請してください。この場合、等級や得点に変更が生じる場合がありますので、必ず弊会審査完了後の等級及び得点をご確認ください。なお吸収合併等により現登録会社が存続しなくなる場合、廃業の届

け出が必要となります。申請書類データをお送りするので、問い合わせ先メールアドレス宛に廃業の届け出についてお問い合わせください。存続会社が本会入札への参加を希望する場合は、新規登録として「日本中央競馬会競争入札参加申請受付システム」経由で登録を行ってください（「日本中央競馬会競争入札参加システム」では廃業を届け出ることはできませんのでご注意ください）。

8. その他

- ・新設のため決算のない個人あるいは法人の場合、財務諸表の提出は不要です。また、システム内「経営内容・自己資本額・経営規模等」には0円を入力してください。
- ・納税証明書について、「その3の3（法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）」は未納がないことの証明であるため、新設につき未だ決算のない場合及び非課税の場合であっても取得は可能です。
- ・未到来の納付期限の但し書きが本文中にあっても、納税証明書が提出できれば申請時点で未納がないことの証明がなされているため、添付資料として扱います。

9. 問合せ先

日本中央競馬会 法務部契約室 競争参加資格審査係
メールアドレス touroku-qa@jra.go.jp

※電話での問い合わせは受け付けておりません。

XII. 業種区分表

(1) 物品の製造契約

No.	業種の区分	内容(例)
101	総合印刷	活版、オフセット、タイプオフセット、地図、フォーム印刷、封筒等
106	事務用家具類	木製家具、銅製家具、建具、事務机、椅子等
107	縫製繊維類	衣服、寝具等
108	写真類	写真、青写真、マイクロ写真等
109	映画製作	映画、スライド
110	事務用機器類	計算機械、複写機、穿孔機、謄写機、パソコン等
111	電気通信機器類	家電用品、照明器具、通信機械、音響機械、電気計測器等
112	精密機器類	分析・試験・測量・医理化学機器、光学機械器具等
113	試験研究用開発機器類	農業土木用、育種用試験試作機械等
114	その他の機器類	暖房機器、防災器具、消火器具、消火装置等
115	船用品	
116	その他	雑貨、遊具、運動用具、その他上記に含まれないもの

(2) 物品の購入契約

No.	業種の区分	内容(例)
201	紙・紙加工品類	洋紙、和紙、包装紙、クラフト紙、トイレットペーパー 感光紙、印画紙、磁気テープ、連続用紙、カード、リボン等
204	事務用機器類	計算機械、複写機、穿孔機、謄写機、パソコン等
205	事務用家具類	木製家具、銅製家具、建具、事務机、椅子等
206	文房具類	事務用品、封筒、ゴム印等
207	縫製繊維類	衣服、寝具等
208	図書類	雑誌、書籍、新聞、地図、出版等
209	肥料・化学品類	肥料、飼料、農薬、塗料、医薬品、工業薬品等
210	種子・苗木類	植木、観葉植物等
211	写真機類	カメラ、映写用機器類等
212	電気通信機器類	家電用品、照明器具、通信機械、音響機械、電気計測器等
213	精密機器類	分析・試験・測量・医理化学機器、光学機械器具、時計等
214	船舶類	船舶、装備品等
215	自動車類	自動車、二輪又は三輪自動車、貨物自動車、自動車部品、自転車等
216	農業・林業・建設機械類	農業用機械、林業用機械、建設用機械等
217	その他の機器類	厨房機器、防災器具、消火器具、消火装置、旋盤、フライス盤 切削工具、木工機械等
218	燃料類	ガソリン、軽油、重油、灯油、ガス、船舶用燃料、石炭、木炭等
219	動物	
220	百貨店	百貨店、スーパー
221	船用品	
222	その他	電力、雑貨、遊具、鞍、運動用具、その他上記に含まれないもの

(3) 役務等契約

No.	業種の区分	内容(例)
301	建物管理等各種保守管理	清掃、消毒、害虫駆除、機械設備保守、警備、廃棄物処理、庭園管理等
302	賃貸借	植木、機械器具類、自動車、寝具等
303	梱包・発送・運送等	配送、引越等
304	広報	テレビ放映、ラジオ放送、広告、広報、イベント企画等
305	情報処理・ソフト開発	システム開発・保守、プログラム作成、統計・集計等
306	ハイヤー・タクシー	旅客運送・運行代行等
307	写真・製図	現像・焼付、マイクロ写真、製図、トレース等
308	自動車等整備	車検、自動車・自転車修理等
309	翻訳・通訳	翻訳、通訳、速記、タイプ、筆耕等
310	製本	
311	調査・研究	市場調査、経済調査等
312	その他	宿泊施設、不要品買受、クリーニング、その他上記に含まれないもの